

4月から健康保険が変わります

改正
PART 2

前号でお知らせしました昨年10月からの医療保険の改正に引続き、平成19年4月にも改正が行われますので、今回の改正の主なポイントをご紹介します。

なお、平成20年4月には新たな高齢者医療制度の創設を含む、医療保険制度の改正が予定されています。

出産手当金・傷病手当金の支給額が変わります

出産手当金と傷病手当金の支給額がボーナスの負担を含めた水準に見直されます。また、出産手当金と傷病手当金の支給範囲も見直されます。

● 出産手当金の見直し

被保険者が、出産日を含む前42日間および出産日の翌日より56日間(合計98日間)休業のため無給であった場合に、出産手当金が支給されます。

	改正前	平成19年4月から
出産手当金	標準報酬日額の60%	標準報酬日額の3分の2
平成19年4月から、資格喪失後6カ月以内の出産に対する出産手当金は廃止されます		



● 傷病手当金の見直し

被保険者が、業務外の病気やケガのため就業できず、連続して4日以上休業し無給であった場合に傷病手当金が支給されます。

支給期間は、支給開始日から1年6カ月間ですが、受給するためには会社および医師等の証明が必要です。

	改正前	平成19年4月から
傷病手当金	標準報酬日額の60%	標準報酬日額の3分の2

※任意継続被保険者については、平成19年4月から、出産手当金および傷病手当金の支給が廃止されます。

保険料計算の基礎が変わります

健康保険料は、報酬に応じて計算されますが、各個人の報酬は絶えず変動します。そこで、基準となる額を段階的に定め(別表等級表)、その範囲に該当する方は、その基準額が1カ月あたりの報酬額(標準報酬月額)とみなされます。この標準報酬月額に基づいて、保険料が計算されます。この標準報酬が見直し上限と下限が変わります。

標準報酬額は、標準報酬月額を30で割り10円単位で四捨五入した額のことです。出産手当金や傷病手当金の計算基礎になります。

また、賞与にかかる健康保険料を計算するときの上限設定等が変わります。

● 標準報酬月額の上限と下限が拡大されます

	改正前	平成19年4月から
等級	計39等級	計47等級
上限	980,000円	1,210,000円
下限	98,000円	58,000円

● 標準賞与額の上限が見直されます

賞与にかかる保険料を計算するときの上限設定が、1回ごとから年間(4月から翌年3月)の設定になります。

	改正前	平成19年4月から
標準賞与額	1回当たり 200万円	年間 540万円

● 平成19年4月からの標準報酬等級表

標準報酬等級		標準報酬月額	標準報酬日額	報酬月額	
19年4月から	改正前			(円 以上)	(円 未満)
1		58,000	1,930	~	63,000
2		68,000	2,270	63,000	~ 73,000
3		78,000	2,600	73,000	~ 83,000
4		88,000	2,930	83,000	~ 93,000
5	1	98,000	3,270	93,000	~ 101,000
6	2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000
7	3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000
8	4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000
9	5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000
39	35	790,000	26,330	770,000	~ 810,000
40	36	830,000	27,670	810,000	~ 855,000
41	37	880,000	29,330	855,000	~ 905,000
42	38	930,000	31,000	905,000	~ 955,000
43	39	980,000	32,670	955,000	~ 1,005,000
44		1,030,000	34,330	1,005,000	~ 1,055,000
45		1,090,000	36,330	1,055,000	~ 1,115,000
46		1,150,000	38,330	1,115,000	~ 1,175,000
47		1,210,000	40,330	1,175,000	~